

住宅瑕疵担保責任保険
耐震性能保証に係る特約条項

(保険金を支払う場合)

- 第1条 当社は、住宅瑕疵担保責任保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条第1項の規定にかかわらず、付保住宅の構造耐力上主要な部分の瑕疵に起因して、当該付保住宅が発注者等との間で締結した工事請負契約または売買契約に関し有するとされた耐震等級または免震建築物としての性能（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定された評価方法基準に基づき評価された性能をいいます。）を満たさない場合（以下「保険事故」といいます。）において、被保険者が特定住宅瑕疵担保責任を履行したことによって生じる損害について保険金を支払います。
- 2 前項の規定にかかわらず、付保住宅に保険事故が生じた場合において、被保険者の倒産等を含め被保険者が相当の期間を経過してもなお特定住宅瑕疵担保責任を履行しないときに、発注者等は、構造耐力上主要な部分の瑕疵によって発注者等に生じた損害について保険金を請求することができます。

(支払限度額)

- 第2条 当社が普通保険約款および他の特約条項に基づき支払う保険金の額を超えて、この特約条項の規定により支払う保険金（以下「上乗せ保険金」といいます。）の総額は、当社が同一事業年度（4月1日から1年の間とします。）に締結したすべての住宅瑕疵担保責任保険契約（以下「住宅瑕疵担保責任保険契約等」といいます。）により保険期間を通じて支払われる上乗せ保険金を通算して、20億円を限度とします。
- 2 当社が同一事業年度の間当社に報告がなされたすべての保険事故に対して支払う上乗せ保険金の総額は、当社が締結した住宅瑕疵担保責任保険契約等により支払われる上乗せ保険金を通算して、20億円を限度とします。
- 3 当社が1被保険者に対して発行する保険証券の数にかかわらず、当社が1被保険者に対して支払う上乗せ保険金の総額は、同一事業年度中にこの特約条項が付帯された保険証券が発行された付保住宅に係る上乗せ保険金を通算して1億円または当該事業年度に引き渡したこの特約条項が付帯された住宅瑕疵担保責任保険契約等の保険金額を通算した金額の10%のいずれか高い額を限度とします。

(普通保険約款の読み替え)

- 第3条 この特約条項が付帯された保険契約においては、普通保険約款第6条（1付保住宅あたりの保険金支払方法および支払限度額）第5項および第6項の規定中「保険金」とあるのは、「保険金（上乗せ保険金を除きます。）」と読み替えて適用します。

(発注者等の直接請求権との関係)

第4条 上乗せ保険金については、普通保険約款第16条(発注者等の直接請求権)第7項から第9項までの規定を適用しません。

(普通保険約款との関係)

第5条 この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しない限り、普通保険約款および他の特約条項の規定を適用します。